

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱

令和 5 年 3 月 3 0 日 付け 4 農畜機第 7 2 5 8 号
一部改正 令和 6 年 2 月 5 日 付け 5 農畜機第 7 0 9 7 号
一部改正 令和 6 年 3 月 2 9 日 付け 5 農畜機第 8 7 7 4 号
一部改正 令和 6 年 9 月 1 1 日 付け 6 農畜機第 3 8 5 4 号
一部改正 令和 6 年 1 0 月 1 6 日 付け 6 農畜機第 4 5 8 3 号
一部改正 令和 7 年 3 月 2 8 日 付け 6 農畜機第 8 6 9 3 号
一部改正 令和 7 年 7 月 1 1 日 付け 7 農畜機第 2 7 8 5 号
一部改正 令和 7 年 9 月 2 日 付け 7 農畜機第 3 8 8 2 号
一部改正 令和 7 年 1 1 月 1 7 日 付け 7 農畜機第 5 5 0 0 号

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大（パンデミック）等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構は、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日 付け 15 農畜機第 48 号－1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日 付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 畜産経営災害総合対策緊急支援事業等

（1）畜産経営災害総合対策緊急支援事業

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、畜産農家の経営に対して大きな影響を及ぼす被害が発生した際に、政府の

方針と協調し、被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援する。この事業の実施主体及び内容等は次のアからオまでのとおりとし、対象災害、対象となる事業の内容及び事業対象期間は、別表１のとおりとする。

ア 酪農経営災害緊急支援対策事業

別添１の１のとおり。

イ 肉用牛経営災害緊急支援対策事業

別添１の２のとおり。

ウ 養豚経営災害緊急支援対策事業

別添１の３のとおり。

エ 家さん経営災害緊急支援対策事業

別添１の４のとおり。

オ 粗飼料確保緊急対策事業

別添１の５のとおり。

(２) 削除

(３) 発生畜産農場等経営継続対策事業

畜産農家の業務継続に影響を与える過去に例のないような人の感染症が畜産農場の経営者等に確認された場合に、政府の方針と協調し、畜産農家等における経営の継続を支援する。この事業の実施主体及び内容等は次のアからオまでのとおりとし、対象感染症は、別表２のとおりとする。

ア 発生農場酪農経営継続支援対策事業

別添３の１のとおり。

イ 発生農場肉用牛経営継続支援対策事業

別添３の２のとおり。

ウ 発生農場養豚経営継続支援対策事業

別添３の３のとおり。

エ 発生農場家さん経営継続支援対策事業

別添３の４のとおり。

オ 発生飼料生産組織機能継続支援対策事業

別添３の５のとおり。

(４) 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

家畜市場の業務継続に影響を与える過去に例がないような人の感染症が確認され、市場の流通機能の麻痺等が生じた又は生じる恐れがある場合に、政府の方針と協調し、やむを得ず行う肉用子牛の出荷調整を支援する。この事業の実施主体及び内容等は別添４のとおりとし、対象感染症は、別表３のとおりとする。

2 家畜防疫互助基金支援事業

家畜の伝染病のうち、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すため、家畜疾病発生に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う。この事業の実施主体及び内容等は（１）及び（２）のとおりとする。

（１）牛・豚家畜防疫互助基金支援事業

別添５の１のとおり。

（２）鶏及びその他家きん家畜防疫互助基金支援事業

別添５の２のとおり。

第２ その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 令和４年度に終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
 - （１）畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱（平成３１年３月２９日付け３０農畜機第７７５８号）
 - （２）畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業実施要綱（平成３１年２月２１日付け３０農畜機第６５０１号）
 - （３）発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱（令和２年４月１７日付け２農畜機第４０３号）
 - （４）肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱（令和４年４月１０日付け２農畜機第２６２号）
- 3 本要綱の施行により、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱（平成２４年３年２９日付け２３農畜機第５２０８号）は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の家畜防疫互助基金支援事業実施要綱の規定によりされた業務は、別添５の１又は別添５の２の相当規定によりされたものとみなす。この場合において、公益社団法人中央畜産会は、事業実施期間終了時点において、牛生産者基金及び豚生産者基金に残額が生じた場合には、家畜防

疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「旧要綱」という。）別紙実施基準9の（6）の理事長が別に定めるところにより、当該残額のうち、2分の1相当額を上限として理事長が定める金額を理事長が定める期間内に公益社団法人中央畜産会の互助支援基金（旧要綱第2の1に基づき造成された家畜防疫互助基金の中において、機構からの補助金をもって設けられた基金をいう。）に繰り入れた上で機構に返還するものとし、繰入れ後の残額は、理事長が特に必要と認めた場合を除き、事業参加者に返戻するものとする。

附 則（令和6年2月5日付け5農畜機第7097号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年2月5日から施行し、令和6年1月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の令和6年能登半島地震に係る別表1に掲げる対象事業について、令和6年1月1日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添1の1別紙様式第1号、別添1の2別紙様式第1号、別添1の3別紙様式第1号、別添1の4別紙様式第1号又は別添1の5別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和6年3月29日付け5農畜機第8774号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
 - （1）畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農畜機第7758号）
 - （2）畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業実施要綱（平成31年2月21日付け30農畜機第6501号）
 - （3）発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱（令和2年4月17日付け2農畜機第403号）
 - （4）肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱（令和4年4月10日付け2農畜機第262号）

- 3 この要綱の改正後の令和6年能登半島地震に係る別表1に掲げる対象事業について、令和6年1月1日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添1の1別紙様式第1号、別添1の2別紙様式第1号、別添1の3別紙様式第1号、別添1の4別紙様式第1号又は別添1の5別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 4 改正前のこの要綱に基づき実施した家畜防疫互助基金支援事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和6年9月11日付け6農畜機第3854号）

この要綱の改正は、令和6年9月11日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。

附 則（令和6年10月16日付け6農畜機第4583号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年10月16日から施行し、令和6年9月20日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の令和6年9月20日からの大雨に係る別表1に掲げる対象事業について、令和6年9月20日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添1の1別紙様式第1号、別添1の2別紙様式第1号、別添1の3別紙様式第1号、別添1の4別紙様式第1号又は別添1の5別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和7年3月28日付け6農畜機第8693号）

この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 1 1 日付け 7 農畜機第 2 7 8 5 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 7 月 1 1 日から施行し、令和 7 年 7 月 3 日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後のトカラ列島近海を震源とする地震に係る別添 1 の 2 の第 2 の 1 の（3）の事業の対象となる畜産経営体は、第 3 の 3 の（1）の畜産経営体に加え、対象災害により市町村が避難する方針を決定した地域に農場が所在する畜産経営体とする。
- 3 この要綱の改正後のトカラ列島近海を震源とする地震に係る別表 1 に掲げる対象事業について、令和 7 年 7 月 3 日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 1 5 年 1 0 月 1 日付け 1 5 農畜機第 4 8 号－1） 1 3 の規定にかかわらず、別添 1 の 2 別紙様式第 1 号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和 7 年 9 月 2 日付け 7 農畜機第 3 8 8 2 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 9 月 2 日から施行し、令和 7 年 8 月 6 日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の令和 7 年 8 月 6 日からの大雨に係る別表 1 に掲げる対象事業について、令和 7 年 8 月 6 日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 1 5 年 1 0 月 1 日付け 1 5 農畜機第 4 8 号－1） 1 3 の規定にかかわらず、別添 1 の 1 別紙様式第 1 号、別添 1 の 2 別紙様式第 1 号、別添 1 の 3 別紙様式第 1 号、別添 1 の 4 別紙様式第 1 号又は別添 1 の 5 別紙様式第 1 号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和 7 年 1 1 月 1 7 日付け 7 農畜機第 5 5 0 0 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 1 1 月 1 7 日から施行し、令和 7 年 8 月 5 日から適用するものとする。

- 2 この要綱の改正後の令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る別表1に掲げる対象事業について、令和7年8月5日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添1の1別紙様式第1号、別添1の2別紙様式第1号、別添1の3別紙様式第1号、別添1の4別紙様式第1号又は別添1の5別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表 1

対象災害	対象となる事業の内容	事業対象期間
令和6年能登半島地震	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の1の第2の1の(1)から(8)までの取組	令和6年1月1日から令和8年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添1の2の第2の1の(1)から(7)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添1の3の第2の1の(1)から(7)までの取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添1の4の第2の1の(1)から(3)までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添1の5の第3の1及び2の取組	
令和6年9月20日からの大雨	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の1の第2の1の(1)から(8)までの取組	令和6年9月20日から令和8年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添1の2の第2の1の(1)から(7)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添1の3の第2の1の(1)から(7)までの取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添1の4の第2の1の(1)から(3)までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添1の5の第3の1及び2の取組	

対象災害	対象となる事業の内容	事業対象期間
トカラ列島近海を震源とする地震	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添１の２の第２の１の（３）の取組	令和７年７月３日から令和 ８年３月３１日まで
令和７年８月５日から９月２１日までの間 の豪雨及び暴風雨による災害	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添１の１の第２の１の（１）から（８）までの取組	令和７年８月５日から令和 ８年３月３１日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添１の２の第２の１の（１）から（７）までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添１の３の第２の１の（１）から（７）までの取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添１の４の第２の１の（１）から（３）までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添１の５の第３の１及び２の取組	

別表２

対象感染症（発生畜産農場等経営継続対策事業）
対象なし

別表 3

対象感染症（肉用子牛流通円滑化緊急対策事業）
対象なし